

3面の続きです

即ち、農家は収穫した作物の種を種籾として使用できず、その都度、新たな種子を購入しなければなりません。そのことは農家の負担を高めることになります。

よってこのこともまた、農家にとっては種子価格の引き上げと捉えることができるのではないかと思います。

2 食料安保を破壊する 農業競争力強化支援法

次いで懸念されるのは、種子法という安全ネットがないままに強化支援法が施行されることで、国内の種子の多様性が奪われることです。

地域にあった種子の多種多様性が奪われた中で、例えばその種子に特有な病原が発生した場合、種子の絶滅、即ち遺伝子クライシスを引き起こす可能性は否定できないはずで

さらに許せないのは、強化支援法には「独立行政法人の試験研究機関及び都道府県が有する種苗の生産に関する知見の民間事業者への提供を促進すること」とあることです。

まことに驚くべき条文です。

これは、日本政府及び地方自治体が蓄積してきた遺伝子に関する知見を民間に提供しようとするものです。

つまり、本来は公共財であった種の遺伝子の権利が特定企業に、しかも外資規制がないままに特定企業に移行するというものです。

そのために国民の食料安全保障が損なわれることに私は強い怒りを覚えます。

このままでは、これまで公的に蓄積してきた種苗の生産に関する知見が外資を含めた民間事業者に提供され、例えば**モンサント**※2のような外資による日本国内での種子特許の獲得が増えていくことになります。

更に恐ろしいのは、国内で遺伝子組み換え作物の種子が広まると、自然、その花粉が伝播してしまうことです。

その帰結として日本固有の遺伝子が絶滅することになります。

また、これまで日本国内で開発された種が、今回の種子法廃止と強化支援法の制定によって外国の農場に持ち込まれることが容易に予測されます。

※**モンサント**とは、遺伝子組み換え作物の種の世界シェア90%のアメリカの多国籍バイオ化学メーカー

3 アグロバイオ企業のための農政か 国民のための農政か

以上の点をすべて、質問させて頂きました。

当局の答弁は「種子法が廃止されても国は大丈夫とっていますが、今後の動向については市として注視していきたい」というものでした。

まあ、そのように答弁せざるをえないでしょう。

とはいえ、市の幹部職員クラスにおかれては、その法律が廃止された背景、あるいは新たな法律が制定された背景等々については、その真実を知ろうとする努力だけは怠ってほしくないものです。

例えば、前述のとおり私は当局に対して「これまで日本国内で開発された種が、今回の種子法廃止と強化支援法の制定によって外国の農場に持ち込まれてしまう」懸念を質問したわけですが、所管局長の答弁は次のようなものでした。「『ユポフ条約(植物の新品種の保護に関する国際条約)』があるから大丈夫です」と。

ユポフ条約というのは、「育種者権」を強化して、「自家採種」や「種子交換」を違法化しています。

つまり、まさにこのユポフ条約こそがアグロバイオ企業の権利を強化するための法律なんです。

なので、別名「モンサント法」とも呼ばれています。

ユポフ条約によって、外国の農家が「勝手に」日本の種子を栽培することはできなくなっていますが、逆に日本の種子について、例えばモンサントに「特許」を取得されてしまうと、その特許がユポフ条約によって守られてしまうのです。

つまり、この条約が「モンサントの権利」を守ることになり、それが外国で栽培されて日本に輸入される可能性が十分にあり得るわけです。

4 「安全保障農業」と「ビジネス農業」

所管局長の答弁は種子法廃止の本質についての理解に欠けるものであり、的外れなものと言わざるをえません。

即ち、種子法の廃止や強化支援法そのものが、いわゆる「モンサント法」であるという認識が明らかに欠如しています。

なぜか川崎市では、農業政策を経済労働局が所管しています。

しかし農業政策は市民の食の安全に直接的にかかわる重要分野ですので、本来は農政局として独立させるか、あるいは環境局と統合して自然保護ならびに食料安保の観点から施行されるべき行政部門です。

農業政策をビジネス戦略の一環としてのみ考えるのは誤りで、農政は国民や市民の胃袋を満たすための安全保障分野でもあるという認識を行政としてもつべきです。

そのことを市長に強く要望した次第です。

三宅の視点 隆介の主張

農業には、儲けるための「ビジネス農業」と、国民を飢えさせないための「安全保障農業」の二つがあります。ビジネス農業のために安全保障農業を犠牲にはなりません。

詳しい内容はブログでも掲載しています!
ほぼ毎日更新! アクセス数増加中!

<http://ryusuke-m.jp>

三宅隆介 検索



スマホや携帯でも
左のQRコードから
簡単アクセス!



三宅隆介 議会報告

みやけ りゅうすけ

平成29年 第2回 川崎市議会定例会 一般質問

なぜ 「登戸陸橋」の 拡幅工事は 進まないのか

世田谷町田線(世田道)の拡張事業の遅れを問う 2面

「食料安全保障」の 観点に欠ける 川崎市経済労働局

食の安全を破壊する「モンサント法」を問う 3-4面

三宅隆介プロフィール

昭和46年3月23日生まれ。
大東文化大学文学部 卒業。ユアサ商事株式会社を経て、
松沢成文(当時・衆議院議員)秘書。
平成15年4月 川崎市議会議員 初当選。[現在4期目]
川崎市多摩区中野島在住。

なぜ「登戸陸橋」の拡幅工事は進まないのか

(世田谷町田線)

プライマリー・バランスの黒字化という呪縛を解け

平成29年第2回川崎市議会定例会一般質問、質疑抜粋

Q 質問 三宅隆介 (市議会議員)

登戸陸橋の件を一例として、本市における道路整備に係る国からの財政支援、補助金、交付金の見通しはどうか?

A 答弁 藤倉茂起 (建設緑政局長)

平成29年度における道路関係の社会資本総合交付金は約49億円の内示を受け、そのうち基幹道路の整備に係る予算としては約15億円で、要望額より大幅に下回る状況です。今後、国からの道路整備に係る予算は年々減少する一方、各地方公共団体の要望額が増加し続けている状況と伺っていますので、本市としても厳しい状況が続くことを想定しています。

こうした都市計画道路の整備にあたっては、たいていの場合、市と国とで費用を折半して事業を推進します。(※正しくは「街路事業」と言います)

例えば事業区間(道路延長)が100メートル、事業期間が5年、総事業費が20億円という道路整備(街路事業)があったとします。

そこでまず、初年度は20メートルを整備するとします。なので、その年の事業費は4億円(20億円÷5年)になります。うち、半分の2億円を国(国土交通省)が、もう半分の2億円を市が負担するかたちで予算を組みます。

因みに、国が負担する2億円の原資は建設国債(赤字国債ではない)です。

市が負担する2億円も約9割が市債、残りの1割(約2千万円)が一般財源です。

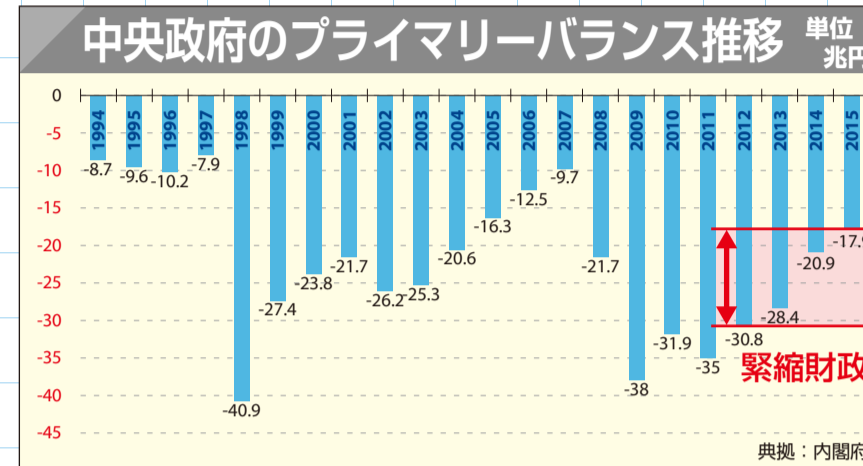
事業が完了すると「道路」という固定資産が残りますので、こうしたインフラ整備では、国も自治体も基本的には起債によって財源を賄うわけです。(※借金は悪ではない)

2面からの続きです

4 最大の要因は国による緊縮財政

どうしてこのようなことになるのかと言えば、現在、憲政史上、最も厳しい緊縮財政が安倍政権によって断行されているからです。

安倍政権は、財務省の言いなりになって、デフレ期であるにもかかわらず「プライマリー・バランス*(基礎的財政収支)



三宅の視点 隆介の主張 借金は悪ではない、プライマリーバランスの呪縛から脱出しよう

支)」(以下「PB」)の黒字化という愚策を続けています。総需要が不足するデフレ期に政府部門がPBを黒字化しようとする、政府部門が民間部門の資金を吸い上げることになるので、かえってデフレが深刻化する(国民を貧困化する)、というのは今やマクロ経済の常識です。

政府は現在、2020年のPB黒字化を目標にして、凄まじい緊縮財政を行っています。

このことが、国庫認証率を押し下げ、各地方自治体のインフラ整備を妨げています。

OECDのレポートにおいても「日本は先進国で最も財政支出をしていない国」として指摘がなされています。

紙面の都合上、詳しい説明ができませんが、いわゆる「日本財政破綻論」は世を惑わす浮説にすぎません。

※プライマリー・バランス(基礎的財政収支)とは、「公債の元利払いを除いた歳出」と「税収」とのバランスを指し、これを黒字化することをプライマリー・バランスの黒字化と言います。

1 遅れる拡幅事業

私の選挙区である川崎市多摩区には、都市計画道路世田谷町田線(以下「世田道」)が区域を縦断するように貫かれています。

東京方面から多摩川を渡るとすぐに登戸陸橋という世田道の拡幅整備区間があるのですが、世田道(下り線)をご利用された方なら、多摩川を超えようとした途端に、急にひどい混雑に巻き込まれたご経験が何度もあるかと思います。むろん、上り線もまた然りです。

この拡幅整備事業が遅れに遅れていることから、交通量が逼迫する時間帯には深刻な渋滞が慢性化しています。

2008年3月に策定された「川崎市の道路整備プログラム」(市の整備計画)によれば、本来は2014年度までに登戸陸橋の拡幅事業は完成する予定になっておりました。

ところが、その完成予定から既に3年の時が過ぎているが、事業は未だ思うように進捗していません。

昨年(2016年)3月に改訂された「第二次川崎市の道路整備プログラム」によりますと、完了予定期間はさらに延長されて2021年になっています。

オリンピックよりも後のこととなります。

3 年々低下していく国庫認証率

さて、初年度(延長20メートル)の整備事業を行うにあたって、川崎市は2億円を、国がもう半分の2億円を用意するはずなのですが…

実際は、国の緊縮財政(歳出削減)によって、残念ながら国がつけるべき2億円のうち、「国としては半分の1億円しか出せません」となります。

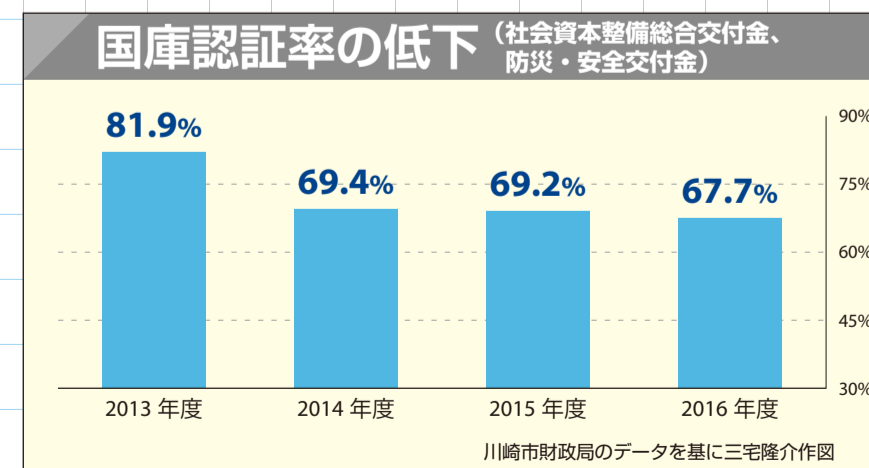
繰り返しますが、道路事業(街路事業)は市と国の折半ですので、国が支出額を減らした以上、初年度2億円を用意していた川崎市も予算を減額して1億円を支出することになります。

よって、結局は国と市の合計で2億円分の事業(延長10メートル)しか執行できなくなります。

こうしたことの繰り返しによって、本来は事業期間5年(事業延長100メートル)の道路整備(街路整備)が、10年以上もの事業期間を要してしまうこととなります。

本来、国が用意すべき財源が急に減らされてしまうことを、行政用語で「国庫認証減」と言います。

下のグラフのとおり、ここ数年、国庫認証率が低下しています。



右上に続きます

食料安全保障の観点に欠ける川崎市経済労働局

食に関する安全保障を脅かすものを市議会で追及

平成29年第2回川崎市議会定例会(一般質問)で、主要農作物種子法廃止による食の安全への影響について、本市当局(経済労働局長)に質問しました。

主要農作物種子法(以下、種子法)はこれまで、安価で優良で地域にあった多種多様な公共財としての種子を農家に提供することで、国民の食料安全保障の一角を担ってきました。

ところが、過日閉会した通常国会において、おどろくようなスピード審議によって、4月には主要農作物種子法が廃止され、5月には農業競争力強化支援法(以下、強化支援法)が成立いたしました。

今回の種子法廃止と強化支援法の成立は、川崎市民及び国民の食に関する安全保障を根底から脅かすものであると私は考えています。

1 なぜ種子法は廃止されたのか

まず、これまで優良かつ低廉な種子供給を可能にしてきた制度が廃止されたことにより、種子価格の高騰が懸念されています。

国会の採決では、種子法廃止後も種子の安定供給を行っていく趣旨の附帯決議がついていますが、ご承知のとおり、附帯決議には法的な予算根拠などありません。

種子法の廃止を提言した規制改革推進会議の農業ワーキング・グループによれば、基本的な方向として生産資材価格、即ち種子の価格の引き下げの必要性が謳われていますが、これまで種子法の存在が価格高騰を招き農家を圧迫してきた、という事実など一切ありません。

よって、今回の種子法廃止と強化支援法成立は、おそらくは外資を含めた民間の種子事業者の新規参入を促すための「レントシーキング」*1かと思われます。

これまで予算をつけて優良で安価な種子の供給を都道府県に義務付けてきた制度が廃止された以上、今後は外資を含めた民間企業の優良かどうかもわからない高価な種子を、やむなく農家が買わざるを得ない状況になっていくのではないかと考えられます。

仄聞するところによれば、稲はこれまでの4倍の価格になるとも言われています。

また、種子法廃止後、種子は育成者権保護を強化した種苗法で管理することになっていますが、その種苗法では、登録品種を「種子として販売・無償配布しない」という誓約書にサインを求められます。

※レントシーキングとは、企業が官公庁に働きかけ、政策や規制を変更させて、利益を得ようとすること。

4面に続きます